

# 八尾市消防本部庁舎建設等整備事業

基本協定書（案）

[S P C 設立版]

令和5年12月15日

八尾市

## 基本協定書(案)

八尾市消防本部庁舎建設等整備事業(以下「本事業」という。)に関して、八尾市(以下「甲」という。)&#91;●&#93;及び&#91;●&#93;をその構成員とし、&#91;●&#93;をその代表者とする落札者&#91;●&#93;グループ(以下「乙」といい、その構成員を「乙の構成員」、またその代表者を「乙の代表者」という。)との間で、以下のとおり、基本協定(以下「本基本協定」という。)を締結する。

### (目的)

第1条 本基本協定は、本事業に関し乙が落札者として決定されたことを確認し、乙が設立する本事業の遂行者(以下「事業予定者」という。)と甲との間で締結する八尾市消防本部の新庁舎及び指令センターをはじめとした事業区域内の建築物、設備及び外構等(以下「本施設」という。)の設計、建設、整備、構築、所有権移転、維持管理、及びこれらに付随、関連する事項に関する契約(以下「事業契約」という。)の締結に向けて、甲及び乙の双方の義務を定めると共に、その他、本事業の円滑な実施等に必要な双方の協力、諸手続について定めることを目的とする。

### (努力義務)

第2条 甲及び乙は、甲と事業予定者が締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとし、事業契約の八尾市議会の議決を得て事業契約の効力が生じるように最善の努力をする。

2 乙は、事業契約締結のための協議に当たっては、本事業の入札手続にかかる審査委員会及び甲の要望を尊重する。

### (事業予定者の設立)

第3条 乙は、本基本協定締結後、令和[6]年[7]月[●]日までに、事業予定者を資本金は[1,000]万円以上、本店所在地を八尾市内とする会社法(平成17年法律第86号)上の株式会社として適法に設立し、その履歴事項全部証明書を甲に提出するものとする。

2 乙は、本施設の建設整備工事着工までに、事業予定者をして増資させて、事業予定者の資本金額を事業者提案書類所定の資本金額まで増額するものとする。

3 乙のうち代表企業及び構成企業は、必ず事業予定者に出資するものとし、設立時の乙の代表企業及び構成企業による出資比率は全体の過半数を超えるものとし、かつ、代表企業の出資比率は出資者中最大とする。

4 乙は、事業予定者をして、創立総会又は株主総会において取締役を選任させ、これを甲に報告させるものとする。かかる選任の後に取締役が改選された場合についても、乙又は乙の代表者はその旨を事業予定者をして甲に報告させるものとする。

5 事業契約期間中において、乙の出資者は原則として出資比率の変更はできないものとする。ただし、事業の安定的遂行及びサービス水準の維持が図られると共に、甲の利益を侵害しないと認められる場合には、甲はかかる出資比率の変更について協議に応じることができるものとする。

### (株式の譲渡等)

第4条 乙の出資者は、事業契約上の事業期間が終了するまでの間、事前に書面による甲の承諾を得た場合を除くほか、その保有する事業予定者の株式を譲渡し、担保権を設定し又はその他一切の処分を行わないものとする。

- 2 乙の出資者は、前項の甲の承諾を得て事業予定者の株式を譲渡する場合、かかる譲渡の際の譲受人をして、別紙記載の様式及び内容の誓約書を予め甲宛に提出させるものとする。
- 3 乙の出資者は、第1項の甲の承諾を得て事業予定者の株式に担保権を設定した場合には、担保権設定契約書の写しをその締結後速やかに甲に提出するものとする。
- 4 乙は、事業予定者の設立時、及び増資時において、乙の出資者をして別紙記載の様式及び内容の誓約書を甲宛に提出させるものとする。

(業務の委託、請負)

- 第5条 乙は、事業予定者をして、新庁舎の設計に係る業務を[●]に、新庁舎の建設に係る業務を[●]に、新庁舎の維持管理に係る業務を[●]に、指令センターの整備構築及び維持管理に係る業務を[●]に、それぞれ委託し又は請け負わせるものとする。
- 2 乙は、甲と事業予定者との間で事業契約が締結された後、速やかに、事業予定者をして前項に定める各業務を受託する者又は請け負う者との間で、業務委託契約又は請負契約を締結させるものとし、契約締結後速やかにその契約書の写しを甲に提出するものとする。
  - 3 第1項により事業予定者から本事業に係る各業務を受託し又は請け負った者は、受託し又は請け負った業務を誠実に実施しなければならない。

(事業契約)

- 第6条 甲及び乙は、本事業にかかる事業契約の仮契約を、本基本協定締結後、令和[6]年[7]月[●]日を目処として、八尾市議会への事業契約にかかる議案提出日までに、甲と事業予定者間で、締結させるものとする。
- 2 前項の仮契約は八尾市議会の議決を得たときに本契約としての効力を生じるものとする。
  - 3 甲は、入札説明書に添付の事業契約書案の文言に関し、乙より説明を求められた場合、入札説明書において示された本事業の目的、理念に照らしてその条件の範囲内において趣旨を明確化するものとする。
  - 4 甲及び乙は、事業契約締結後も本事業の遂行のために協力するものとする。
  - 5 甲は、事業契約の締結がなされる前に乙のいずれかに次の各号に定める事由が生じたときは、事業契約を締結しないことができる。
    - (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
    - (2) 独占禁止法第7条第1項若しくは同条第2項(同法第8条の2第2項及び同法第20条第2項において準用する場合を含む。)、同法第8条の2第1項若しくは同条第3項、同法第17条の2又は同法第20条第1項の規定による排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を受けたとき。
    - (3) 独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)、同法第7条の9第1項若しくは第2項、又は第20条の2から6のいずれかの規定による課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を受けたとき、又は同法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき(同法第7条の2第1項及び同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。))。
    - (4) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条、公職にある

者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成 12 年法律第 130 号)第 4 条、又は独占禁止法第 89 条第 1 項第 1 号若しくは同条第 2 項(ただし、同条第 1 項第 1 号に係るものに限る。)の規定による罪の容疑により刑事訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号)第 247 条の規定に基づく公訴を提起されたとき(事業者又は落札者の構成員の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)

- (5) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項第 2 号に該当すると認められたとき。
  - (6) 乙の構成員又はその役員等(乙の構成員の役員又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者をいう。以下、本条において同じ。)が暴力団員又は暴力団密接関係者であると認められるとき。
  - (7) 暴力団員又は暴力団密接関係者が顧問に就任するなど事実上、経営に参加していると認められるとき。
  - (8) 乙の構成員又はその役員等若しくは事実上、経営に参加している者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者を利用するなどしたと認められるとき。
  - (9) 乙の構成員又はその役員等若しくは事実上、経営に参加している者が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益又は役務の供与(以下「利益の供与」という。)をしたと認められるとき。そのほか、暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をしたと認められるとき。
  - (10) 乙の構成員又はその役員等若しくは事実上、経営に参加している者が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (11) 下請け契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が本条第 1 号から第 5 号に規定する行為を行う者、入札参加停止措置を受けている者又は八尾市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 1 項に規定する誓約書違反者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- 6 事業契約の締結までに、乙のいずれかが、入札説明書等において提示された参加資格要件の一部又は全部を喪失した場合には、甲は、乙の当該資格喪失の状態が解消されるまでの間、事業契約を締結しないことができる。

#### (準備行為)

第7条 乙は、事業契約締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業の実施に関して必要な準備行為(設計に関する打合せを含む。)を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で、乙に対して協力するものとする。

- 2 前項の甲の協力の結果は、事業契約締結後においては、事業予定者が速やかにこれを引き継ぐものとする。

#### (事業契約の効力不発生の場合の処理)

第8条 乙又は事業予定者の責めに帰すべき事由(乙が入札説明書等において定められた入札参加者の備えるべき参加資格要件を欠いたこと、その他乙又は事業予定者の責めに帰すべき事由により八尾市議会の議決が得られなかった場合を含む。)により、事業契約の効力の発生に至らなかった場合は、甲及び乙が本事業の準備に関して既に

支出した費用はすべて乙の負担とする。ただし、乙の各構成員が参加資格要件を備えているにもかかわらず、事業契約を締結しない場合は、連帯して、本事業に係る提案金額の100分の3に相当する金額の違約金を甲に支払うものとする。

- 2 甲の責めに帰すべき事由(八尾市議会における議決が得られなかった場合を含まない。)により、事業契約の効力の発生に至らなかった場合、甲が本事業の準備に関して既に支出した費用については甲の負担とするほか、乙が本事業の準備に関して既に支出した費用についても合理的な範囲において甲が負担する。
- 3 前2項を除く事由により事業契約の効力の発生に至らなかった場合は、甲及び乙が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係は一切生じないものとする。
- 4 事業契約の効力の発生に至らなかった場合、乙は、公表済みの書類を除き、本事業に関して甲から交付を受けた書類及びその複製物を甲にすべて返却しなければならない。また乙は、本事業に関して甲から交付を受けた書類を基に作成した資料、文書、図面、電子的記録及びその複製物をすべて破棄しなければならない。この場合において、乙は、返却した資料等の一覧表及び破棄した資料の一覧表を甲に提出するものとする。

(談合等不正行為があった場合等の措置)

第9条 乙のいずれかについて、第6条第5項第1号ないし第5号のいずれかの事由が生じたときは、事業契約の締結若しくは不締結にかかわらず、乙は連帯して、甲の請求に基づき、事業契約における契約金額(契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。次項において同じ。)の100分の10に相当する金額を違約金(損害賠償の予定)として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 第6条第5項の場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、乙は連帯して、甲の請求に基づき、前項に規定する契約金額の100分の10に相当する金額に加えて、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第6条第5項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項又は第2項の規定の適用があるとき。なお、同条第1項及び第2項の両方の規定の適用があるときは、前項の違約金に付加して支払う金額は契約金額の100分の10に相当する金額とする。

(2) 第6条第5項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙のいずれかが違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙のいずれかが甲に甲の競争契約入札心得の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

- 3 乙が前2項に定める違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は連帯して、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払発生時における国の債権に関する遅延利息の率(昭和32年大蔵省告示第8号)を乗じて計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

- 4 前3項の規定は、甲に生じた損害額が第1項及び第2項に規定する損害額を超える場合において、甲が乙に対しその超過分について賠償請求することを妨げるものではない。

(秘密保持)

第10条 甲と乙は、本基本協定に関する事項につき知り得た情報について、相手方の事前の

承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及び本基本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。但し、本基本協定締結の前に既に自ら保有していた場合、公知であった場合、本基本協定に関して知った後自らの責めによらずして公知になった場合、本基本協定に関して知った後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した場合、裁判所により開示が命じられた場合、乙が本事業に関する資金調達を図るために合理的に必要なものとして開示する場合及び甲が八尾市情報公開条例(平成7年条例第9号)等に基づき開示する場合は、この限りではない。

(準拠法)

第11条 本基本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本基本協定に関する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上を証するため、本基本協定書を2通作成し、甲及び乙の構成員は、それぞれ記名押印の上、甲及び乙の代表企業が各1通を保有する。

令和[6]年[6]月[●]日

甲 八尾市

住 所 八尾市本町1丁目1番1号  
代 表 者 名 八尾市長 山本 桂右

乙 [●]グループ

(代表企業)

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

(構成企業)

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

(構成企業)

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

(構成企業)

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

(協力企業)

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

## 別紙 誓約書の様式

令和[●]年[●]月[●]日

八尾市長 山本 桂右 殿

### 誓 約 書

八尾市(以下「市」という。)及び[SPC名称](以下「事業者」という。)の間で、締結される八尾市消防本部庁舎建設等整備事業にかかる事業契約(以下「本契約」という。)に関して、当社は、下記の事項を市に対して誓約し、かつ、表明、保証いたします。なお、特に明示の無い限り、この誓約書において用いられる語句は、本契約において定義された意味を有するものとします。

#### 記

- 1 事業者が、令和[●]年[●]月[●]日に会社法上の株式会社として適法に設立され本日現在有効に存在すること。
- 2 (1) 事業者の本日現在における発行済株式総数は[●]株であること。  
(2) 落札者の保有する事業者の株式の総数は[●]株であり、そのうち[●]株は■会社が、[●]株は■会社が、[●]株は■会社がそれぞれ保有すること。  
(3) 落札者でない者が保有する事業者の株式の総数は[●]株であり、そのうち[●]株は■会社が、[●]株は■会社が、[●]株は■会社がそれぞれ保有すること。
- 3 事業者が本契約に基づく事業を遂行するために行う資金調達を実現することを目的として、当社が保有する事業者の株式の全部又は一部について金融機関が担保権を設定する場合、事前にその旨を市に対して書面により通知し、市の書面による承諾を得た上で行うこと。また、担保権設定契約書をその締結後速やかに市に対して提出すること。
- 4 前項に規定する場合を除き、当社は、本契約の終了までの間、事業者の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。また、事業者の株主に対して当社が保有する事業者の株式の全部又は一部を譲渡する場合においても、市の事前の書面による承諾を得て行うこと。
- 5 当社が、市の書面による事前の承諾を得て株式を譲渡する場合、当社は、かかる譲渡の際の譲受人をして本誓約書の様式と内容の誓約書を予め市へ提出させるものとする。

住 所

商号又は名称

代 表 者 名